

参考資料

資料 1	国の基本方針の概要	資-1
■	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	
一	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項	
二	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項	
三	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項	
四	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項	
五	都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項	
資料 2	耐震改修等に関する区の助成制度の変遷と概要	資-12
資料 3	耐震改修促進法（抜粋 第 2 条、第 5 条～第 1 6 条、附則第 3 条）	資-23
資料 4	建築基準法（抜粋 第 1 0 条）	資-31
資料 5	特定既存耐震不適格建造物一覧表 （耐震改修促進法第 1 4 条、第 1 5 条、附則第 3 条）	資-32
資料 6	足立区災害対策条例	資-34
資料 7	想定される地震の規模・被害の状況	資-35
資料 8	表層地盤のゆれやすさ（東京都）	資-38
資料 9	第 9 回地域危険度調査結果	資-39
資料 1 0	その他の建築物の目標と施策等について	資-50
資料 1 1	総合的な安全対策	資-55

資料1 国の基本方針の概要

【国土交通省告示第184号（平成18年1月25日）】
（令和7年7月最終改正）

■ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和六年一月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和五年七月閣議決定）及び防災基本計画（昭和三十八年六月中央防災会議決定。令和六年六月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和七年七月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和四年九月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

資料1 国の基本方針の概要

防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第十二条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

□ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有

者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和五十六年六月一日から平成十二年五月三十一日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

令和五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千五百七十万戸のうち、約五百七十万戸（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から二十年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは

資料1 国の基本方針の概要

二十年間で約百万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約一万千棟のうち、約八百二十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約九十三パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第一号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約千六百棟のうち約二百四十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約八十五パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第二号及び第三号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約七千三百棟のうち、約四千百棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約四十四パーセントである。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセン

ターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を

推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関す

る事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

□ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

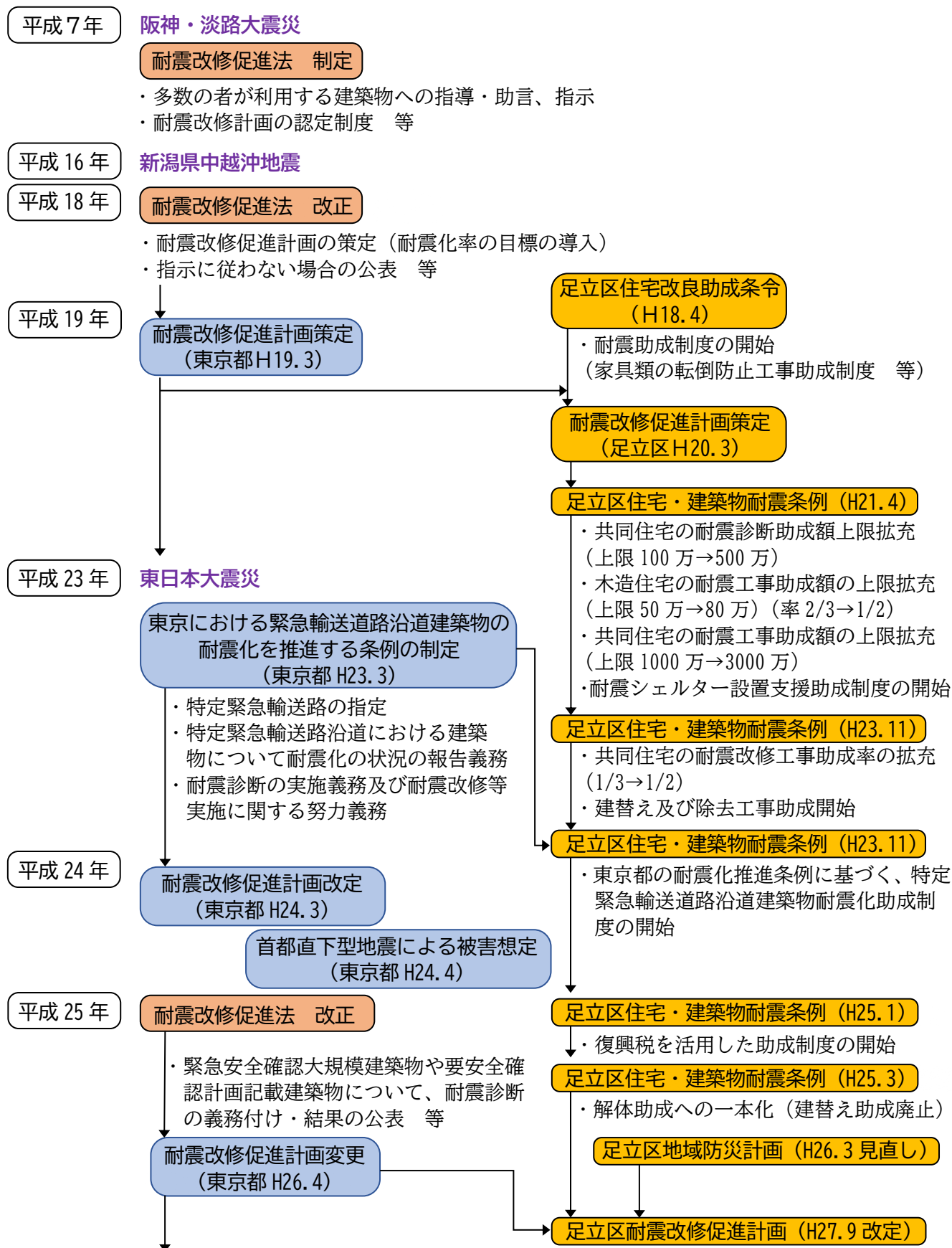
3 計画の認定等の周知

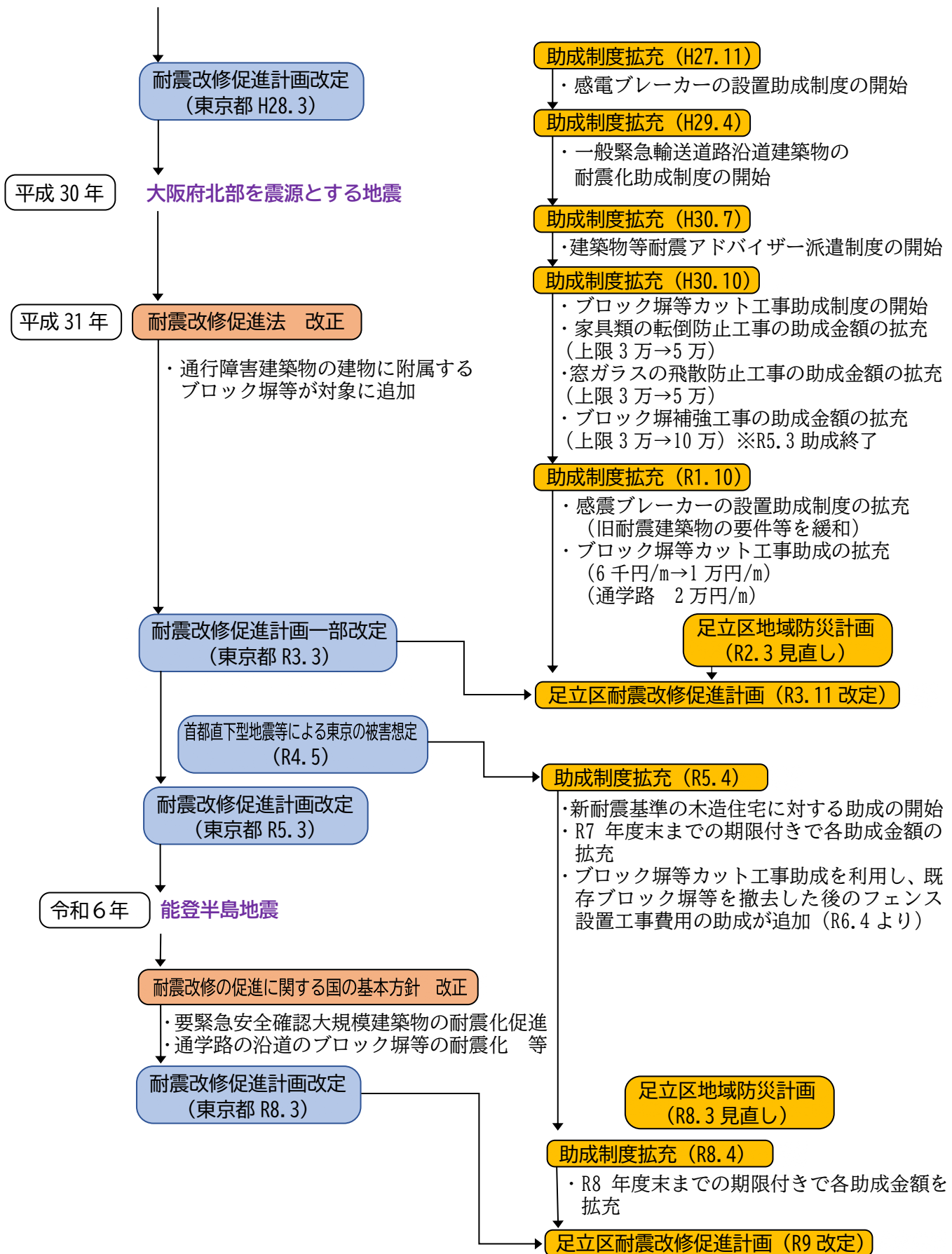
所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

（附則及び別添は略）

資料2 耐震改修等に関する区の助成制度の変遷と概要

《区の助成制度の変遷》





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

《区の助成制度の概要》

1 耐震診断・耐震改修工事への支援

区で実施する耐震診断・耐震改修工事への支援について整理する。

(1) 耐震診断（精密診断）の実施

区は耐震診断（精密診断）を希望する区民に対して、区登録耐震診断士名簿から区登録耐震診断士を選択してもらう。

区登録耐震診断士が、耐震診断（精密診断）を実施したときは、木造住宅の「耐震性の判定」と「耐震改修工事の計画の作成」、「概算耐震改修工事見積りの提示」を行う。

なお、耐震改修工事を行うための施工者に関しては特に指定はなく、現場監理を区登録耐震診断士が行うこととしている。

(2) 施工結果の検証

耐震改修工事の計画に基づき、適正な耐震改修工事が実施された場合、区登録耐震診断士と施工業者の連名により耐震工事実施済を証する書面の発行を行う。

(3) 耐震診断助成

区は、旧耐震基準により建築された木造戸建住宅と賃貸の共同住宅及び非木造の住宅・建築物への耐震診断の費用を助成する。なお、更なる耐震化を促進するため、これらの助成は令和8年度まで助成額の拡充をしている。

また、新耐震基準（平成12年）により建築された木造住宅・建築物のうち、木造軸組工法で建築された2階建て以下の住宅においても費用助成を行っている。

(4) 耐震改修工事助成

区は、旧耐震基準により建築された木造及び非木造の耐震改修工事の費用を助成する。区が定める耐震診断法による耐震診断の結果、木造の場合は構造耐震指標が $I_w < 1.0$ 、非木造の場合は構造耐震指標が $I_s < 0.6$ で保有水平耐力に係る指標が $q < 1.0$ の建築物に対して行う耐震改修工事を助成の対象とする。

なお、更なる耐震化を促進するため、これらの助成は令和8年度まで助成額の拡充をしている。

平成30年8月1日より、「倒壊しないまち」を目指して進めている「住宅・建築物の耐震改修・解体費助成制度」については、特定地域内の助成制度を拡充し、耐震化率向上に向けた取り組みを今後も継続して行っていく。不燃化促進事業との連携を図りながら耐震化を促進していく。

(5) 家具等転倒防止工事・窓ガラス飛散防止工事の助成

区内の住居に在住し、自己所有の住宅に居住している（賃貸住宅は建物所有者の承諾を得ている）世帯を対象に、家具の転倒防止、器具の取付工事やブロック塀の補強工事、建築物の窓ガラス又は家具等の窓ガラスの飛散を防止するフィルムの取付工事等の費用を助成する。なお、令和8年度まで助成額の拡充をしている。

(6) 耐震シェルター・ベッドの設置支援助成

旧耐震基準により建築された2階建て以下の木造住宅で、自身が居住している場合で、区の耐震助成を受け耐震性が不足していると判断されたものに対し、地震の被害から命や身体を守る「耐震シェルター・防災ベッド」の設置工事について、費用の一部を助成する。なお、区の助成を受けた人は、区の耐震改修工事の助成は受けられなくなる。

(7) 建築物等耐震アドバイザー派遣制度

平成30年7月2日から、足立区内の建築物やご自宅などの道路に面する高さ1.2mを超えるブロック塀などに対して、調査や相談に応じる制度を設けている。足立区より建築士の資格があるアドバイザーを派遣して調査や相談に応じ、改善方法の提案等をする制度である。

(8) ブロック塀等カット工事助成

区内道路または公園に面する、危険と判定されたブロック塀等の所有者が、塀等の高さを低くするカット工事や、除却工事を行う場合の工事費用を助成する。なお、令和8年度まで助成額を拡充している。

また、令和6年度よりブロック塀等カット工事助成を利用し、既存ブロック塀等（基礎含む）をすべて撤去した後のフェンス設置工事費用の助成を開始した。

表 12 家具転倒防止器具取付工事等の助成制度

助成内容		主な助成要件	助成金額
家具類の転倒防止工事	たんす・食器棚・本棚などの転倒防止器具（鎖・ベルト壁止め金具・扉の解放防止装置など）の取付工事	区内の住居に在住し、自己所有の住宅に居住している（賃貸住宅は建物所有者の承諾を得ている）世帯	限度額 10 万円 ※家具類の転倒防止工事及び窓ガラスの飛散防止工事を合わせて行った場合、どちらかを行った場合も限度額は10万円 ※消費税相当額や千円未満の端数は対象外
窓ガラスの飛散防止工事	建物の窓ガラス、又は家具等の窓ガラスに、飛散防止フィルムを貼る工事		
ブロック塀等カット工事	危険と判断されたブロック塀等の高さを低くするカット工事や除却工事	次の条件に該当するもの ①足立区内にあるブロック塀等であること ②高さが1.2メートルを超えるもの ③道路又は人が通行する通路等に面しているもの ④足立区建築物等耐震アドバイザー派遣制度を活用し、危険なブロック塀等と判定されたもの ⑤ブロック塀等を全撤去または高さ60cm以下になるまでカットする工事をを行うこと ※フェンス設置工事助成の場合は、原則既存の基礎含むブロック塀等を全撤去すること ⑥助成申請を行った年度の2月中旬までに工事が完了し、区への工事完了の手続きを行うこと	対象工事費または1mあたり2万円のうち安価な額（助成上限の撤廃）
フェンス新設（ブロック塀等カット工事と同時に実施）	ブロック塀等（基礎含む）を全撤去し、新たにフェンスを設置する工事		対象工事費の3/4（税抜）または1mあたり3万円のうち安価な額 ※ブロック塀等カット工事と同時に実施する

助成内容		主な助成要件	助成金額	
耐震シェルター・ベッドの設置助成	東京都が「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置」として紹介している耐震シェルター及び防災ベッドを設置する工事	足立区在住で自身の居住する住宅に居住されている方（令和9年3月31日までに工事完了の手続きを行った方） ①昭和56年5月以前に建築された自己所有の木造住宅 ②区の耐震診断助成を受け、耐震性が不足していると判定されたもの ③区の耐震改修工事助成を利用したことのないもの ※この助成を受けると、耐震シェルター・ベッド等を設置した住宅に行う、耐震改修工事の助成は受けられなくなる	限度額 30 万円 （1世帯につき） ※助成対象とならないもの ・器具のみの購入費 ・助成申請前に工事を行っているもの ・空調、介護ベッド等のオプション品	
感震ブレーカーの設置助成	設定値以上の地震時に自動で電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を設置する工事	足立区全域の木造住宅が対象で、一般世帯または特例世帯であること	一般世帯	設置費用の2/3 限度額 5 万円
			特例世帯	設置費用の10/10 限度額 8 万円

表 13 耐震診断・改修工事助成事業の一覧

①木造建築物

助成内容		主な助成要件	助成金額
耐震診断助成	木造戸建住宅	昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された2階建て以下の木造住宅で、区登録耐震診断士が耐震診断を行うこと。	限度額 30 万円
	木造共同住宅		診断費用の1/2以下で、 限度額 500 万円 ※共同住宅は、上記の額のうち、1棟の戸数×10万円が上限
耐震改修工事助成	木造戸建住宅	おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた住宅のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもので、区登録耐震診断士が工事監理を行うこと。 ※共同住宅については、上部構造評点1.0以上、戸建住宅については、0.7以上にする工事に限る。	対象工事費の9割以下で、 限度額 150 万円
	木造共同住宅		対象工事費の1/2以下で、 限度額 3,000 万円
除却工事	木造戸建住宅 木造共同住宅	区の耐震診断助成を受けた住宅・建築物のうち、補強が必要と判断されたもの	対象工事費の9割以下で、 限度額 150 万円

資料2 耐震改修等に関する区の助成制度の変遷と概要

②非木造建築物

助成内容		主な助成要件	助成金額
耐震診断 助成	戸建住宅	昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された非木造（鉄筋コンクリート造、鉄骨造など）の住宅・建築物	限度額 50 万円
	共同住宅		診断費用の 1/2 以下で、 限度額 500 万円/棟 ※共同住宅は、上記の額もしくは、 1 棟の戸数×10 万円と比較して 安価な額
	特定建築物		
耐震改修 計画の 策定	共同住宅	区の耐震診断助成を受けた建物のうち、補強が必要と判断された非木造の住宅・建築物（診断および作成した補強計画について、第三者機関での耐震評定の取得が必要）	耐震改修計画の策定費用の 1/2 以下で、 限度額 300 万円/棟
	特定建築物		
耐震改修 工事助成	戸建住宅	区の耐震診断助成を受けた非木造の住宅のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもの	対象工事費の 9 割以下で、 限度額 200 万円
	共同住宅◆	耐震診断助成を受けた建物のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断された非木造の住宅・建築物で、第三者機関での耐震評定の取得および建築物の耐震改修に関する法律に基づく認定を受けたもの	診断費用の 1/2 以下で、 限度額 3,000 万円/棟
	特定建築物◆		診断費用の 1/2 以下で、 限度額 2,000 万円/棟
除却工事	戸建住宅 共同住宅	区の耐震診断助成を受けた建物のうち、補強が必要と判断された非木造の住宅又は特定建築物	対象工事費の 9 割以下で、 限度額 200 万円
	特定建築物◆		診断費用の 1/2 以下で、 限度額 500 万円/棟
	分譲 マンション		診断費用の 1/2 以下で、 限度額 2,000 万円/棟

※平成 24 年 12 月で、建替え工事に対する助成は廃止された。

- ・消費税は助成対象外。また、助成金額は千円未満を切り捨てた金額となる。
- ・助成には申請が必要であり、申請前に診断や工事を行なった場合は助成対象外となる。
- ・非木造共同住宅の耐震診断には戸数の他に、建築面積に応じた限度額がある。
- ・◆の耐震改修工事及び除却工事には、57,000 円/㎡の限度額がある。
（共同住宅・分譲マンションを含む住宅は 51,700 円/㎡）
- ・すでに耐震助成を利用された方や建物は、この制度は利用できない。

③新耐震木造建築物

助成内容		主な助成要件	助成金額	
耐震診断 助成	木造戸建 住宅	昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工した2階建て以下の木造住宅で、区登録耐震診断士が耐震診断を行うこと。	限度額 30 万円	
	木造共同 住宅		診断費用の1/2以下で、 限度額 500 万円 ※共同住宅は、上記の額のうち、3,670 円/㎡の限度額及び1棟の戸数×10 万円が上限	
耐震改修 工事助成	木造戸建 住宅	おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた住宅のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもので、区登録耐震診断士が工事監理を行うこと。ただし、上部構造評点を1.0以上にする工事に限る。	一般地域	限度額 150 万円
	木造共同 住宅		特定地域	限度額 200 万円
除却工事	木造戸建 住宅 木造共同 住宅	区の耐震診断助成を受けた住宅・建築物のうち、補強が必要と判断されたもの	一般地域	対象工事費の9割以下で、 限度額 150 万円
			特定地域	対象工事費の9割以下で、 限度額 200 万円

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

2 その他の支援

その他で実施している事業等と区で実施する耐震診断・耐震改修工事への支援とあわせ、旧耐震基準建築物の更新を図る。

(1) 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

区の南部（環状7号線以南）に広がる密集市街地において、防災性の向上や居住環境の改善をはじめとする良質な住宅の供給等を推進するため、老朽木造建築物等の除却や建替えの促進、道路の拡幅や公園整備等の公共施設の整備を総合的に行っている。

現在、「西新井駅西口周辺地区」、「千住西地区」、「柳原一・二丁目」の3地区、約138ヘクタールにおいて事業を進めている。

表14 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の対象地区

地 区 名	面 積	事 業 期 間
西新井駅西口周辺地区	51.4 ha	平成11年度～令和12年度
千住西地区	60.8 ha	令和元年度～令和10年度
柳原一・二丁目地区	25.9 ha	令和7年度～令和16年度
合計（3地区）	138.1 ha	

(2) 都市防災不燃化促進事業

都市防災不燃化促進事業は、都市防災上、早急に整備が必要な地域において、建物の不燃化を進め安全な避難路の確保と延焼遮断帯を整備するために導入している。この地域内において、燃えない建物を建てた建築主に対して、建築費の一部を助成する制度である。

表15 足立区の不燃化助成事業対象地区と助成事業期間

地 区 名	事業終了年月日	備 考
補助136号線（扇・本木地区）	令和12年3月31日	期間延長
補助138号線 （西新井駅西口その1工区地区）	令和13年3月31日	期間延長
補助138号線 （西新井駅西口その2工区地区）	令和11年3月31日	
補助138号線 （興野・本木地区）	令和12年3月31日	期間延長
補助261号線（西竹の塚地区）	令和12年3月31日	
補助261号線 （伊興・西伊興地区）	令和16年3月31日	
補助109号線 （神明・北加平地区）	令和16年3月31日	
補助138号線（江北地区）	令和18年3月31日	新規導入

※各地区とも都市計画道路の沿道のおおむね30mの範囲が不燃化促進区域となっている。

(3) 新たな防火規制

新たな防火規制とは、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第7条の3第1項の規定に基づき、都知事が指定する区域であり、現状の準防火地域における規制を強化するものである。

新たな防火規制の導入により、区域内において建築する際には準耐火建築物等以上とすることになり不燃化が促進されることとなる。

表16 足立区における新たな防火規制の指定状況

地 区 名	施行日
西新井栄町一・二丁目の一部の区域	平成17年6月15日
千住二・三丁目の一部の区域	平成18年6月1日
梅田五・六・七・八丁目の一部の区域	平成19年12月1日
千住旭町、日ノ出町の一部の区域	平成21年4月1日
足立区中南部一帯地区	平成27年12月17日
西新井本町三丁目及び扇一丁目各地内	令和5年7月1日

(4) 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）制度

不燃化特区とは、特に重点的・集中的な改善を必要とする木造密集地域において、従来よりも踏み込んだ取り組みを行う地区において、都が特別な支援を行う地区である。

不燃化特区内においては、一定の要件のもとにおける固定資産税や都市計画税の減免（都）や老朽建築物除却費の支援（区）を進める。

平成26年4月に「西新井駅西口周辺地区」が、平成27年4月に「足立区中南部一帯地区」が指定された。制度の実施期間は令和12年度までの予定となっている。

なお、制度の延伸に伴い、区では建築費助成の増額や高齢者世帯の建築費加算助成を追加している。

(5) 足立区細街路整備事業

区内には幅員4メートル未満の狭い道路が多く存在している。そのため、大地震などの大きな災害が発生した場合、消防車や救急車の通行や活動に影響が出るなど、避難が困難になるため安全性の確保に大きな問題となる。

区では4メートル以上の道路幅員を確保するため、細街路整備条例に基づく計画を定め、道路の拡幅や築造などにご協力いただける地権者等の同意を得て、区が拡幅整備を行っている。

(6) 足立区無接道家屋対策事業

区では、木造住宅密集市街地の改善を一段と加速させるために、無接道家屋の建替え基準を整備し、建替えを促進させている。

区全域を対象として、現況幅員 1.8 メートル以上の通路に面した無接道家屋は、一定の条件を満たした上で建築審査会の同意を得て建替えが可能となった。

特に、建物倒壊危険度の高い危険な地域においては、現況幅員 1.2 メートル以上の通路に面した無接道家屋についても、区が策定する街区プランに即した建替え計画として、一定の条件を満たす場合には、建築審査会の同意を条件に建替えが可能となる。また、建替えを検討する際の現況通路測量調査費、通路協定の作成、通路協定の締結作業の一部を助成する制度がある。(費用の 1/2、45 万円を限度とする。)

(7) 足立区接道部緑化工事助成制度

区では、景観、防災、環境に配慮した緑豊かなまちづくりのために、道路に接する場所の緑化工事(生垣・植込地の設置等、設置に伴う塀の撤去)、建築物の壁面及び屋上部分の緑化工事へ助成を行っている。

(8) 足立区緊急避難路整備事業

行き止まり道路(袋路通路等)では、避難できる方向が道路入り口の一方向しかないため、大地震などの大きな災害が発生した場合には建築物倒壊や火災などで道路が塞がれ、住民が避難できなくなる恐れがある。

区では災害時の安全を確保するため、特定地域における行き止まり道路(袋路通路等)に緊急避難路を整備する場合の助成制度を設け、支援の充実に努めている。

資料3 耐震改修促進法

（抜粋 第2条、第5条～第16条、附則第3条）

【平成7年10月法律第123号】

【令和5年6月最終改正】

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しよ

うとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しな

なければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に

要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の

所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

附則

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

資料3 耐震改修促進法（抜粋 第2条、第5条～第16条、附則第3条）

又は人に対しても当該各項の刑を科する。

資料4 建築基準法（抜粋 第10条）

【昭和25年5月法律第201号】

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

資料5 特定既存耐震不適格建築物一覧表

（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

用 途		特定既存耐震不適格建築物※ ¹		要緊急安全確認 大規模建築物※ ³ の 規模要件 (法附則第3条)
		特定既存耐震 不適格建築物の 規模要件 (法第14条)	指示※ ² 対象となる 特定既存耐震不適 格 建築物の規模要件 (法第15条)	
学校	小学校、中学校、義務教育 学校、中等教育学校の前期 課程又は特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上	階数2以上かつ 3,000㎡以上
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の 運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ 1,000㎡以上		
百貨店、マーケット等の物品販売業を営 む店舗		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、 下宿		階数3以上かつ 1,000㎡以上		
事務所		階数3以上かつ 1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホ ームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体 障害者福祉センター等に類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育 所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上

用 途	特定既存耐震不適格建築物※ ¹		要緊急安全確認 大規模建築物※ ³ の 規模要件 (法附則第3条)
	特定既存耐震 不適格建築物の 規模要件 (法第14条)	指示※ ² 対象となる 特定既存耐震不適 格 建築物の規模要件 (法第15条)	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
遊技場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
公衆浴場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店等に類する もの	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サー ビス業を営む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除 く）	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の 用に供するもの	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
自動車車庫など自動車の停車又は駐車 のための施設	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
保健所、税務署など公益上必要な建築物	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物	政令で定める数量 以上の危険物を貯 蔵し、又は処理す る全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上（敷 地境界線から一定 距離以内に存する 建築物に限る）
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画 で指定する避難路 の沿道建築物であ って、前面道路の 幅員の1/2超の高 さの建築物（道路 幅員が12m以下の 場合は6m超）	左に同じ	

※1. 要緊急安全確認大規模建築物の規模要件に該当するものは含まない。また、本計画においては、耐震改修促進法第14条第3号の通行障害建築物は一般緊急輸送道路沿道建築物として別に扱うため、特定建築物からは除く。

※2. 耐震改修促進法附則第3条による耐震診断実施の義務付け建築物

※3. 耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

資料6 足立区災害対策条例（一部抜粋）

【平成 13 年 12 月 25 日条例第 60 号】

【令和 7 年 10 月最終改正】

（重要建築物の耐震性等の強化）

第 20 条 区長は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は施設管理者等をして努めさせなければならない。

（１）震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる本庁舎及びその他の区の施設

（２）震災時に被災者の一時受入施設となる学校及びその他の区の施設

（重要建築物の種類）・・・足立区災害対策条例施行規則（平成 14 年規則第 27 号）

第 4 条 条例第 15 条第 1 号に規定するその他の区の施設は、次に掲げるものとする。

ただし、複合施設の一部である場合は、その施設全体をいう。

（１）区民事務所

（２）福祉事務所

（３）保健総合センター

（４）清掃事務所

（５）工事事務所

（６）備蓄倉庫

（７）その他区長が指定する施設

2 条例第 15 条第 2 号に規定するその他の区の施設は、次に掲げるものとする。ただし、複合施設の一部である場合は、その施設全体をいう。

（１）地域防災計画で定める第 2 次避難所

（２）住区センター

（３）児童館

（４）老人館

（５）保育園

（６）その他区長が指定する施設

（避難路の整備及び沿道の不燃化）

第 45 条 区長は、都と連携を図り、災害時に区民が広域的な避難場所に安全に避難するため必要な避難路の整備に努めなければならない。

2 区長は、避難路の周辺にある建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

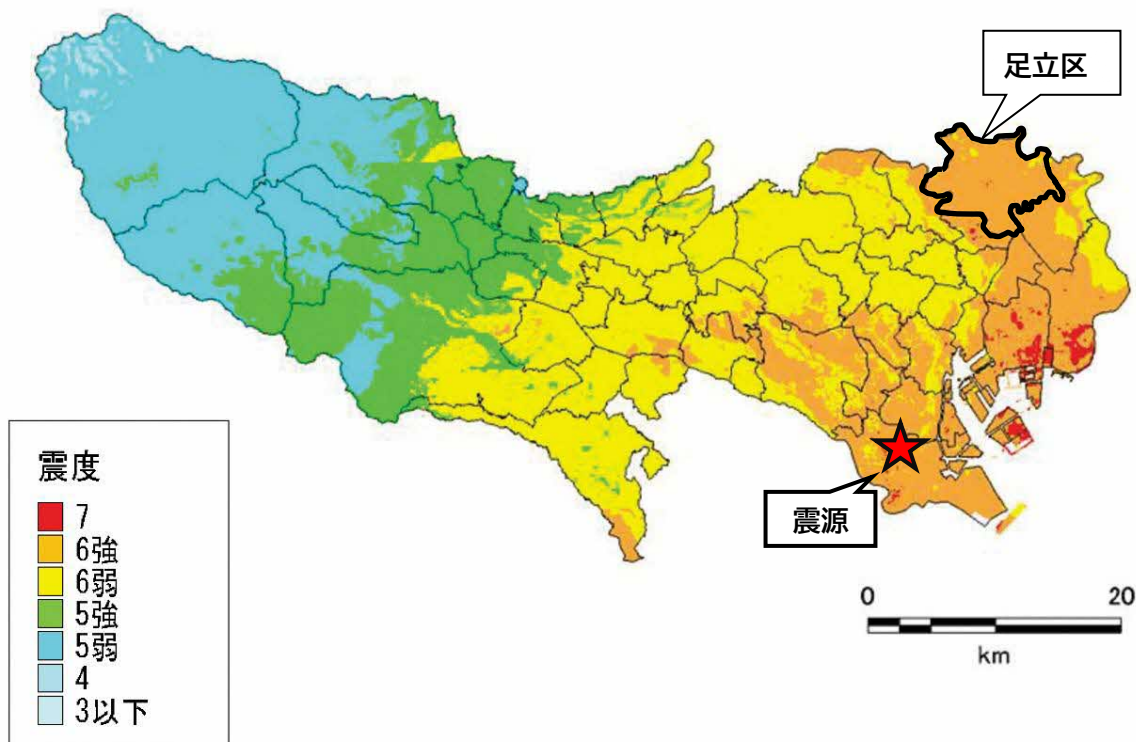
資料7 想定される地震の規模・被害の状況

本計画では、「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議、令和4年5月公表）による都心南部直下地震、多摩東部直下地震、大正関東地震、立川断層帯地震、南海トラフ巨大地震のうち、震源が近く、区に大きな被害をもたらすと予測される都心南部直下地震を被害想定の対象地震とする。

表17 首都直下地震における足立区の被害想定

前提条件		内 容
1	名称	都心南部直下地震
2	震源、震源の深さ	大田区周辺 深さ 約49km
3	地震の規模	マグニチュード7.3
4	気象条件	冬の平日 風速8m/秒
5	発生時刻	5時 12時および 18時

図14 東京都内の震度分布（震源 大田区周辺 マグニチュード7.3）



資料：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）

資料7 想定される地震の規模・被害の状況

図15 揺れ、液状化、急傾斜崩壊等による全壊建物棟数分布
(震源 大田区周辺 マグニチュード7.3)

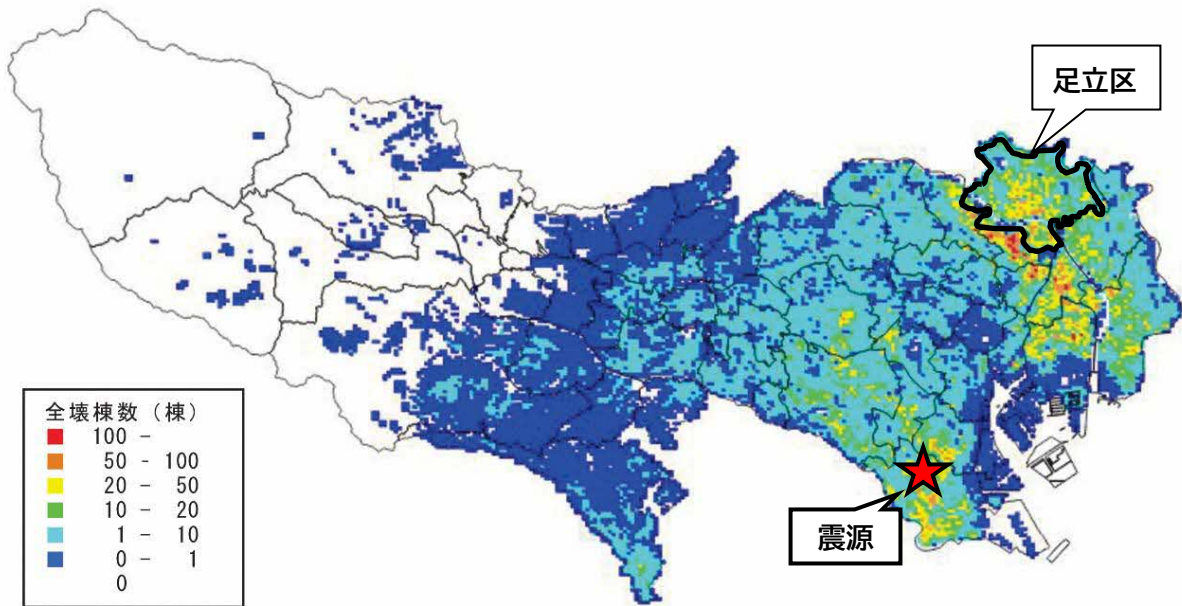
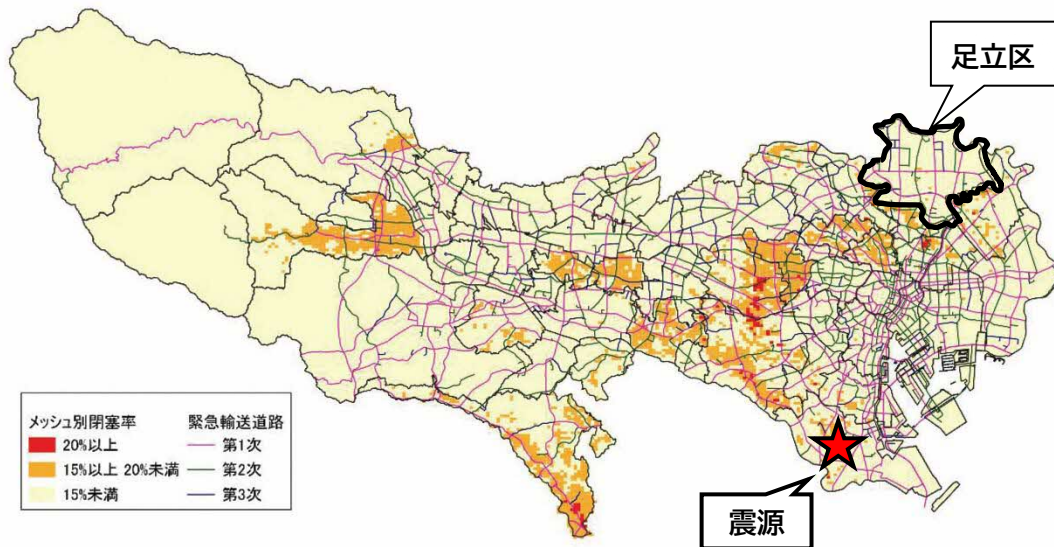


図16 細街路の閉塞率分布 （震源 大田区周辺 マグニチュード7.3）



資料：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）

表 18 都心南部直下地震による足立区の被害想定

	地震規模		都心南部直下地震 (M7.3)		
	時期・時刻・風速		冬・夕方・8m/s	冬・昼・8m/s	冬・早朝・8m/s
条件	人口 (人)	夜間人口 (R2)	695,043人	695,043人	695,043人
		昼間人口 (H27)	608,968人	608,968人	608,968人
	面積 (km ²)		53.3km ²	53.3km ²	53.3km ²
	震度別 面積率 (%)	震度5強以下	0%	0%	0%
		震度6弱	2.0%	2.0%	2.0%
		震度6強	97.7%	97.7%	97.7%
		震度7	0.3%	0.3%	0.3%
	建物棟数(棟)		145,465棟	145,465棟	145,465棟
		木造棟数	107,155棟	107,155棟	107,155棟
		非木造棟数	38,310棟	38,310棟	38,310棟
物的被害	建物全壊棟数(棟)		11,952棟	11,952棟	11,952棟
		内ゆれ	11,848棟	11,848棟	11,848棟
		内液状化	104棟	104棟	104棟
		内急斜面地崩壊	0棟	0棟	0棟
	建物半壊棟数(棟)		22,210棟	22,210棟	22,210棟
		内ゆれ	21,614棟	21,614棟	21,614棟
		内液状化	596棟	596棟	596棟
		内急斜面地崩壊	0棟	0棟	0棟
	出火件数(件)		59件	36件	28件
	焼失棟数(棟)		25,971棟	8,401棟	4,340棟
		建物倒壊含む	13,546棟	4,378棟	2,259棟
		建物倒壊含まない	12,425棟	4,023棟	2,081棟
	ライフ ライン	電力停電率	24.5%	20.7%	19.8%
		通信不通率	9.3%	3.5%	2.1%
		上水道断水率	49.7%	49.7%	49.7%
		下水道管さよ被害率	6.6%	6.6%	6.6%
		ガス供給停止率	80.5%	80.5%	80.5%
人的被害	死者数(人)		795人	435人	824人
		内ゆれ建物被害	480人	325人	743人
		内屋内収容物	18人	17人	24人
		内急斜面地崩壊	0人	0人	0人
		内火災	291人	91人	56人
		内ブロック塀	6人	2人	0人
		内屋外落下物	0人	0人	0人
	要配慮者死者数(人)		626人	343人	650人
	負傷者数(人)		8,507人	6,641人	9,684人
		内ゆれ建物被害	6,684人	5,817人	8,953人
		内屋内収容物	380人	373人	499人
		急斜面地崩壊	0人	0人	0人
		内火災	1,225人	372人	222人
		内ブロック塀	218人	79人	10人
		内屋外落下物	1人	0人	0人
	負傷者の内重傷者数(人)		1,318人	897人	1,279人
その他	避難者数(人)		286,932人	252,450人	244,477人
	帰宅困難者数(人)		44,303人	44,303人	-
	都内滞留者数(人)		526,063人	526,063人	-
	エレベーター停止台数(台)		885台	840台	829台
	自力脱出困難者数(人)		3,375人	2,886人	4,593人
	災害廃棄物(t)		274万t	254万t	249万t

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

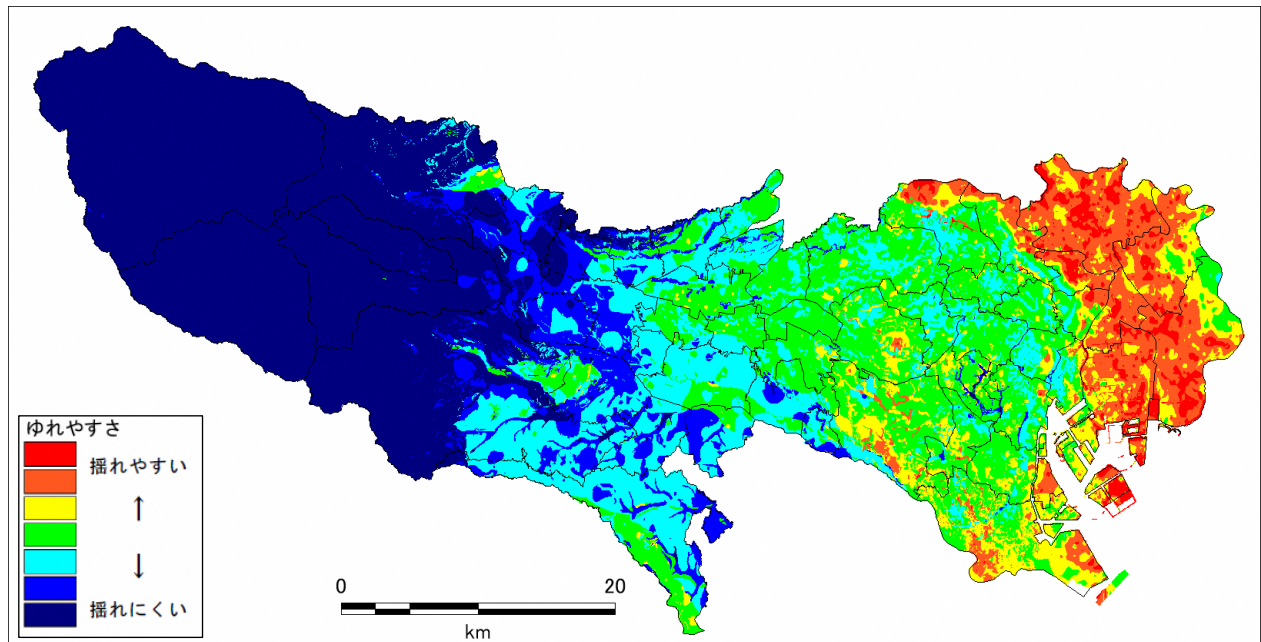
第6章

参考資料

資料:「首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日公表)」を基に作成

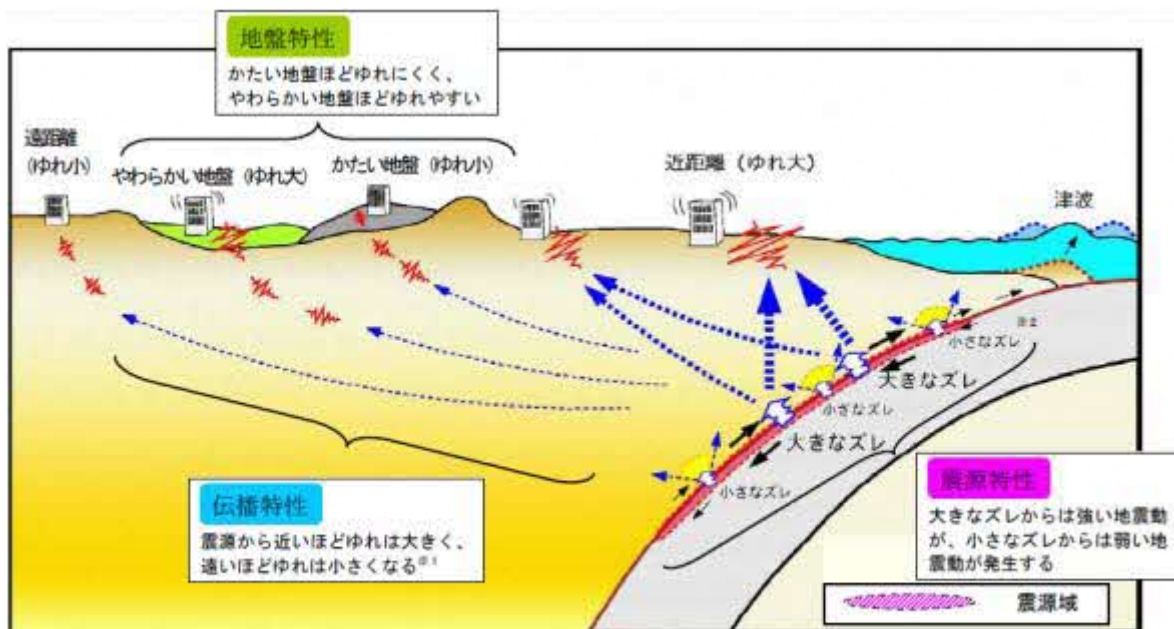
資料8 表層地盤のゆれやすさ（東京都）

○表層地盤のゆれやすさ（東京都）



出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年度）

○地震のゆれ（強震動）の伝わり方



※1 盆地で地震波が集中する場所などでは、震源から遠くても大きいゆれとなる場合がある。

※2 地震は断層（震源域）の急激なずれによって生じる。一つの地震でも、震源域では、大きなずれを生じる場所や小さなずれしか生じない場所がある。

出典：内閣府「表層地盤のゆれやすさ全国マップについて」

資料9 第9回地域危険度調査結果

【令和4年9月公表】

町丁目名	建物倒壊危険度 ランク	火災危険度 ランク	災害時活動 困難係数	総合危険度 ランク
青井1丁目	3	3	0.17	3
青井2丁目	4	4	0.23	4
青井3丁目	3	3	0.21	3
青井4丁目	3	3	0.16	3
青井5丁目	2	2	0.13	2
青井6丁目	3	3	0.17	3
足立1丁目	4	4	0.14	4
足立2丁目	4	4	0.24	4
足立3丁目	4	3	0.19	4
足立4丁目	4	4	0.16	4
綾瀬1丁目	3	3	0.16	3
綾瀬2丁目	3	2	0.13	3
綾瀬3丁目	2	1	0.09	1
綾瀬4丁目	3	2	0.14	2
綾瀬5丁目	3	2	0.11	3
綾瀬6丁目	3	2	0.14	2
綾瀬7丁目	3	2	0.13	2
入谷町	1	1	0.00	1
梅島1丁目	4	3	0.17	3
梅島2丁目	3	2	0.19	3
梅島3丁目	4	4	0.21	4
梅田1丁目	4	3	0.13	3
梅田2丁目	4	4	0.20	4
梅田3丁目	4	4	0.26	5
梅田4丁目	4	3	0.19	4
梅田5丁目	4	4	0.15	4
梅田6丁目	4	3	0.18	3
梅田7丁目	3	3	0.18	3
梅田8丁目	3	3	0.12	2
扇1丁目	3	3	0.23	3
扇2丁目	2	2	0.15	2
扇3丁目	3	2	0.17	2
大谷田1丁目	3	2	0.20	3
大谷田2丁目	2	2	0.13	2
大谷田3丁目	3	2	0.13	3
大谷田4丁目	3	2	0.12	2
大谷田5丁目	3	2	0.15	3
興野1丁目	4	4	0.25	5
興野2丁目	4	4	0.31	4

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

資料9 第9回地域危険度調査結果

町丁目名	建物倒壊危険度 ランク	火災危険度 ランク	災害時活動 困難係数	総合危険度 ランク
小台1丁目	2	1	0.27	2
小台2丁目	4	4	0.13	4
加賀1丁目	3	3	0.06	2
加賀2丁目	2	2	0.09	1
加平1丁目	3	2	0.11	2
加平2丁目	2	1	0.09	1
加平3丁目	2	1	0.08	1
北加平町	3	3	0.15	3
栗原1丁目	3	3	0.21	3
栗原2丁目	3	2	0.08	2
栗原3丁目	3	2	0.13	3
栗原4丁目	2	1	0.08	1
弘道1丁目	3	3	0.25	4
弘道2丁目	3	2	0.15	2
江北1丁目	2	2	0.13	2
江北2丁目	3	4	0.19	4
江北3丁目	3	3	0.15	3
江北4丁目	3	2	0.11	2
江北5丁目	1	1	0.10	1
江北6丁目	2	1	0.08	1
江北7丁目	2	2	0.08	2
古千谷1丁目	1	1	0.06	1
古千谷2丁目	1	1	0.03	1
佐野1丁目	2	2	0.14	2
佐野2丁目	3	2	0.12	3
皿沼1丁目	3	2	0.08	2
皿沼2丁目	2	2	0.06	1
皿沼3丁目	3	2	0.06	1
鹿浜1丁目	2	1	0.12	2
鹿浜2丁目	2	2	0.09	2
鹿浜3丁目	3	2	0.09	2
鹿浜4丁目	3	3	0.08	2
鹿浜5丁目	2	2	0.12	2
鹿浜6丁目	3	3	0.09	2
鹿浜7丁目	3	2	0.07	2
鹿浜8丁目	3	2	0.06	2
島根1丁目	3	3	0.13	3
島根2丁目	3	3	0.15	3
島根3丁目	3	2	0.18	3
島根4丁目	3	2	0.16	2
新田1丁目	3	2	0.14	2
新田2丁目	3	2	0.13	3
新田3丁目	3	2	0.10	2
神明1丁目	3	2	0.15	2

町丁目名	建物倒壊危険度 ランク	火災危険度 ランク	災害時活動 困難係数	総合危険度 ランク
神明2丁目	3	2	0.16	3
神明3丁目	3	3	0.28	3
神明南1丁目	3	3	0.13	3
神明南2丁目	3	3	0.15	3
関原1丁目	4	4	0.21	4
関原2丁目	5	5	0.28	5
関原3丁目	5	5	0.22	5
千住1丁目	4	3	0.16	3
千住2丁目	4	3	0.15	4
千住3丁目	4	3	0.18	4
千住4丁目	5	5	0.23	5
千住5丁目	4	4	0.26	4
千住曙町	3	2	0.13	2
千住旭町	4	4	0.17	4
千住大川町	5	5	0.29	5
千住河原町	4	3	0.16	4
千住寿町	5	5	0.18	5
千住関屋町	1	1	0.15	1
千住龍田町	5	5	0.22	5
千住中居町	4	4	0.17	4
千住仲町	4	5	0.21	4
千住橋戸町	2	2	0.16	2
千住宮元町	4	4	0.18	4
千住元町	5	5	0.26	5
千住柳町	5	5	0.30	5
千住東1丁目	4	4	0.19	4
千住東2丁目	4	4	0.15	4
千住桜木1丁目	2	1	0.20	2
千住桜木2丁目	3	2	0.16	2
千住緑町1丁目	2	1	0.11	1
千住緑町2丁目	4	4	0.13	3
千住緑町3丁目	4	4	0.11	3
竹の塚1丁目	2	1	0.09	2
竹の塚2丁目	3	2	0.09	2
竹の塚3丁目	2	2	0.10	2
竹の塚4丁目	2	1	0.12	1
竹の塚5丁目	3	2	0.10	2
竹の塚6丁目	2	1	0.13	2
竹の塚7丁目	2	2	0.15	2
辰沼1丁目	2	2	0.12	2
辰沼2丁目	3	3	0.16	3
中央本町1丁目	2	1	0.18	2
中央本町2丁目	3	2	0.23	3
中央本町3丁目	3	2	0.29	3

資料9 第9回地域危険度調査結果

町丁目名	建物倒壊危険度 ランク	火災危険度 ランク	災害時活動 困難係数	総合危険度 ランク
中央本町4丁目	3	3	0.26	4
中央本町5丁目	3	3	0.19	3
椿1丁目	2	1	0.06	1
椿2丁目	4	3	0.09	3
東和1丁目	3	2	0.09	2
東和2丁目	3	3	0.09	3
東和3丁目	3	3	0.10	2
東和4丁目	3	3	0.10	3
東和5丁目	3	2	0.10	2
舎人1丁目	3	2	0.10	2
舎人2丁目	3	3	0.09	2
舎人3丁目	4	3	0.10	3
舎人4丁目	3	3	0.15	3
舎人5丁目	3	3	0.09	2
舎人6丁目	2	1	0.08	1
舎人町	1	1	0.00	1
中川1丁目	3	3	0.20	3
中川2丁目	4	5	0.37	5
中川3丁目	4	4	0.20	4
中川4丁目	3	2	0.11	2
中川5丁目	2	2	0.23	2
西綾瀬1丁目	3	3	0.33	4
西綾瀬2丁目	3	3	0.28	4
西綾瀬3丁目	3	3	0.23	3
西綾瀬4丁目	2	2	0.23	3
西新井1丁目	3	2	0.11	2
西新井2丁目	3	2	0.08	2
西新井3丁目	2	2	0.09	2
西新井4丁目	3	3	0.08	2
西新井5丁目	3	2	0.08	2
西新井6丁目	3	3	0.14	3
西新井7丁目	2	1	0.07	1
西新井栄町1丁目	3	3	0.20	3
西新井栄町2丁目	3	3	0.15	3
西新井栄町3丁目	4	4	0.19	4
西新井本町1丁目	4	4	0.32	5
西新井本町2丁目	2	2	0.16	2
西新井本町3丁目	4	4	0.26	4
西新井本町4丁目	3	4	0.29	4
西新井本町5丁目	4	3	0.19	4
西伊興町	1	1	0.00	1
西加平1丁目	1	1	0.13	1
西加平2丁目	1	1	0.14	1
西保木間1丁目	3	3	0.17	3

町丁目名	建物倒壊危険度 ランク	火災危険度 ランク	災害時活動 困難係数	総合危険度 ランク
西保木間2丁目	2	1	0.17	2
西保木間3丁目	2	1	0.13	1
西保木間4丁目	1	1	0.14	1
花畑1丁目	2	2	0.07	1
花畑2丁目	2	1	0.07	1
花畑3丁目	3	2	0.06	2
花畑4丁目	3	2	0.09	2
花畑5丁目	1	1	0.12	1
花畑6丁目	2	1	0.08	1
花畑7丁目	2	2	0.15	2
花畑8丁目	1	1	0.13	1
東綾瀬1丁目	3	2	0.08	2
東綾瀬2丁目	2	1	0.07	1
東綾瀬3丁目	2	1	0.09	1
東保木間1丁目	2	2	0.13	2
東保木間2丁目	2	2	0.09	2
東六月町	3	2	0.12	2
一ツ家1丁目	3	2	0.09	2
一ツ家2丁目	3	2	0.10	2
一ツ家3丁目	3	2	0.10	2
一ツ家4丁目	2	2	0.11	2
日ノ出町	4	5	0.24	5
平野1丁目	3	2	0.13	2
平野2丁目	3	2	0.17	2
平野3丁目	3	3	0.16	3
保木間1丁目	2	2	0.07	1
保木間2丁目	3	2	0.07	1
保木間3丁目	3	2	0.08	2
保木間4丁目	3	2	0.10	2
保木間5丁目	3	2	0.15	2
保塚町	3	3	0.10	3
堀之内1丁目	2	1	0.12	2
堀之内2丁目	2	1	0.10	2
南花畑1丁目	3	3	0.15	3
南花畑2丁目	3	2	0.09	2
南花畑3丁目	3	2	0.13	3
南花畑4丁目	2	2	0.11	2
南花畑5丁目	1	1	0.09	1
宮城1丁目	3	2	0.11	2
宮城2丁目	2	1	0.20	2
六木1丁目	2	2	0.13	2
六木2丁目	1	2	0.16	1
六木3丁目	2	2	0.14	2
六木4丁目	4	4	0.13	3

資料9 第9回地域危険度調査結果

町丁目名	建物倒壊危険度 ランク	火災危険度 ランク	災害時活動 困難係数	総合危険度 ランク
本木1丁目	4	3	0.19	4
本木2丁目	5	4	0.25	4
本木北町	4	4	0.28	4
本木西町	4	3	0.32	4
本木東町	5	5	0.22	5
本木南町	4	4	0.22	4
谷在家1丁目	3	2	0.07	2
谷在家2丁目	2	2	0.07	1
谷在家3丁目	2	2	0.08	1
谷中1丁目	3	2	0.07	2
谷中2丁目	2	1	0.11	1
谷中3丁目	3	2	0.17	2
谷中4丁目	2	1	0.21	2
谷中5丁目	2	2	0.18	2
柳原1丁目	5	5	0.23	5
柳原2丁目	5	5	0.22	5
六月1丁目	3	2	0.16	2
六月2丁目	3	2	0.13	2
六月3丁目	3	2	0.07	2
六町1丁目	2	2	0.12	1
六町2丁目	3	2	0.12	2
六町3丁目	3	2	0.08	2
六町4丁目	2	2	0.09	1
入谷1丁目	2	1	0.06	1
入谷2丁目	2	1	0.08	1
入谷3丁目	2	2	0.08	1
入谷4丁目	2	2	0.07	1
入谷5丁目	2	1	0.06	1
入谷6丁目	1	1	0.08	1
入谷7丁目	2	1	0.09	1
入谷8丁目	2	1	0.08	1
入谷9丁目	2	1	0.11	1
伊興1丁目	3	3	0.17	3
伊興2丁目	3	2	0.13	2
伊興3丁目	3	2	0.19	3
伊興4丁目	3	2	0.22	3
伊興5丁目	3	2	0.17	3
西伊興1丁目	3	3	0.09	2
西伊興2丁目	3	3	0.09	3
西伊興3丁目	3	3	0.10	2
西伊興4丁目	3	3	0.11	2
西竹の塚1丁目	2	1	0.11	1
西竹の塚2丁目	3	3	0.19	3
東伊興1丁目	3	2	0.09	2

町丁目名	建物倒壊危険度 ランク	火災危険度 ランク	災害時活動 困難係数	総合危険度 ランク
東伊興2丁目	3	3	0.09	2
東伊興3丁目	3	2	0.14	2
東伊興4丁目	3	2	0.14	2
古千谷本町1丁目	3	2	0.10	2
古千谷本町2丁目	3	2	0.11	2
古千谷本町3丁目	4	3	0.11	3
古千谷本町4丁目	3	2	0.11	3
舎人公園	1	1	0.05	1
伊興本町1丁目	3	2	0.14	3
伊興本町2丁目	3	2	0.13	2

※ランクについて

地域危険度はそれぞれの危険度について、町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクに分けて、以下のように相対的に評価している。

←危険度：高

危険度：低→



※災害時活動困難係数について

災害時活動困難係数は、活動有効空間不足率と道路ネットワーク密度不足率により算出している。

※総合危険度の測定方法

総合危険度は、建物倒壊危険量及び火災危険量を合算し、地域レベルの道路整備状況などから評価した災害時活動困難係数を乗じて、測定している。

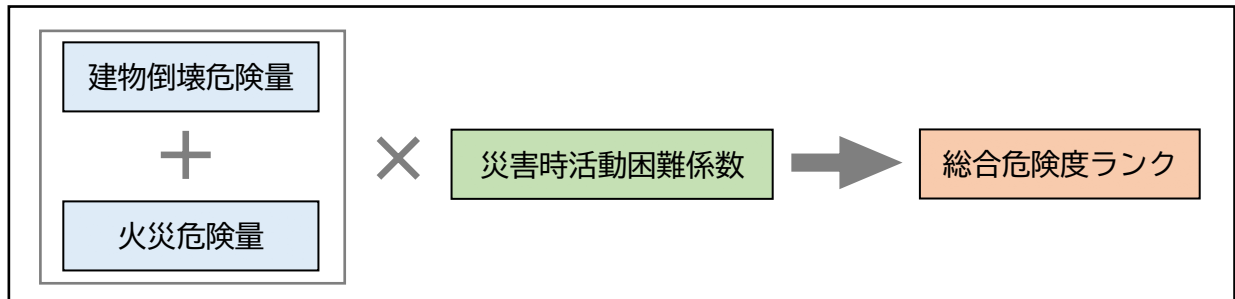
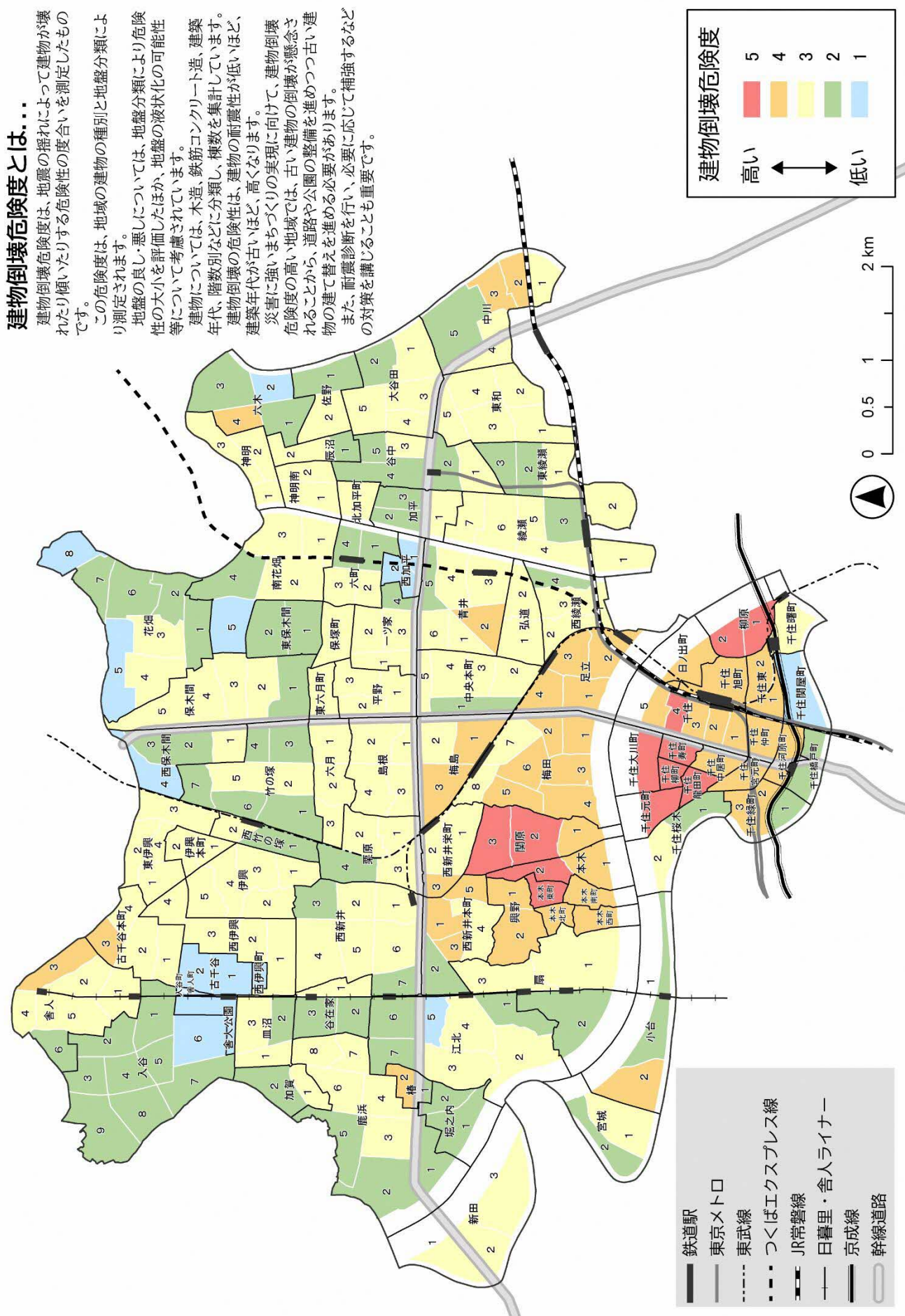


図 17 建物倒壊危険度 (第9回地域危険度調査結果 令和4年6月)



火災危険度とは...

火災危険度の高い地域では、火器器具などからの出火防止や、延焼拡大を防ぐため、防災市民組織などによる初期消火力の強化に努めるとともに、木造建物の建て替えなどによる不燃化や延焼を抑える道路、公園の整備などの対策が重要です。

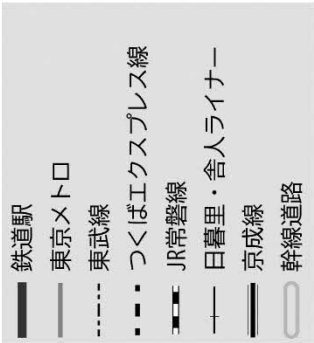


図 19 災害時活動困難係数（第9回地域危険度調査結果 令和4年6月）

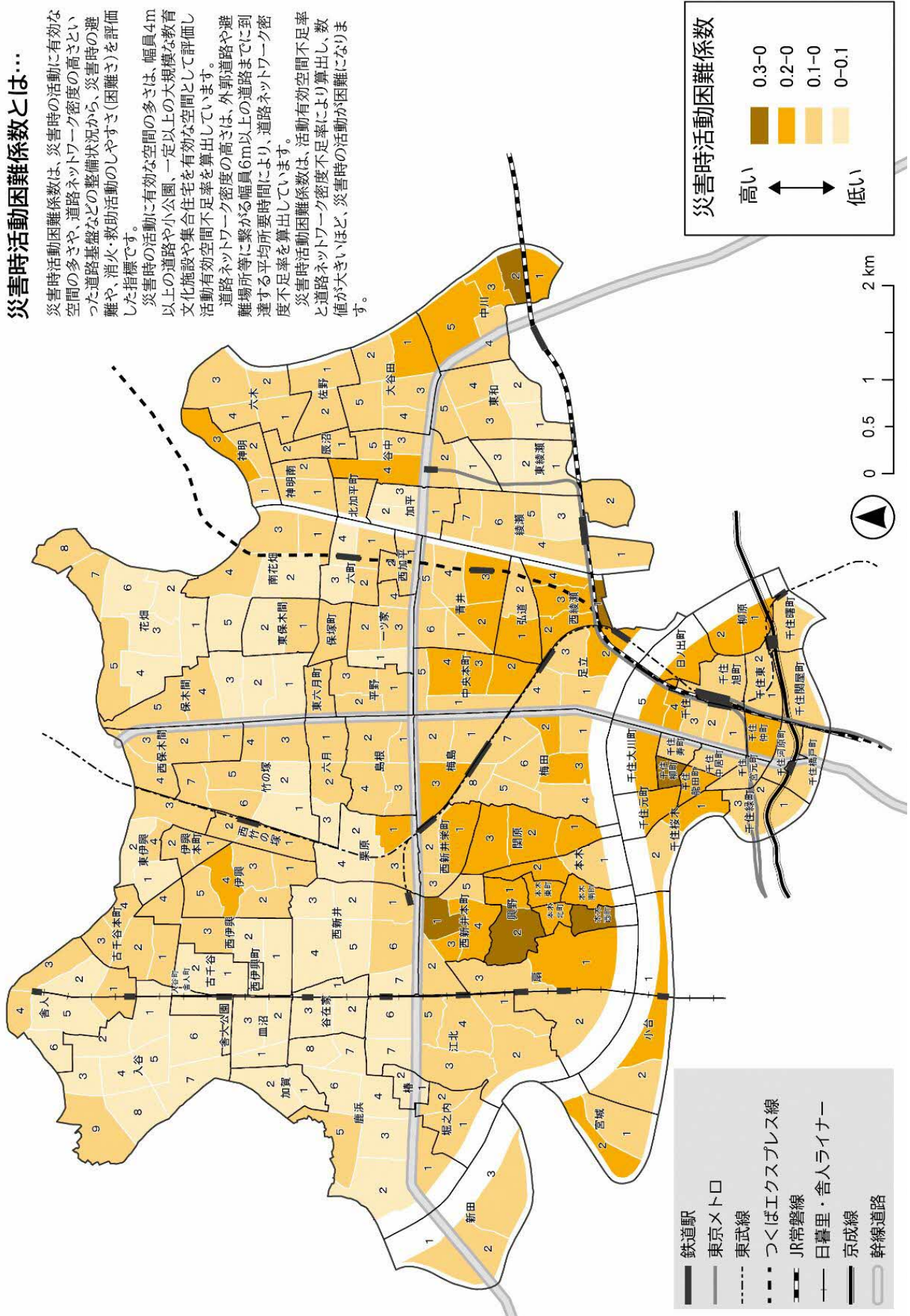
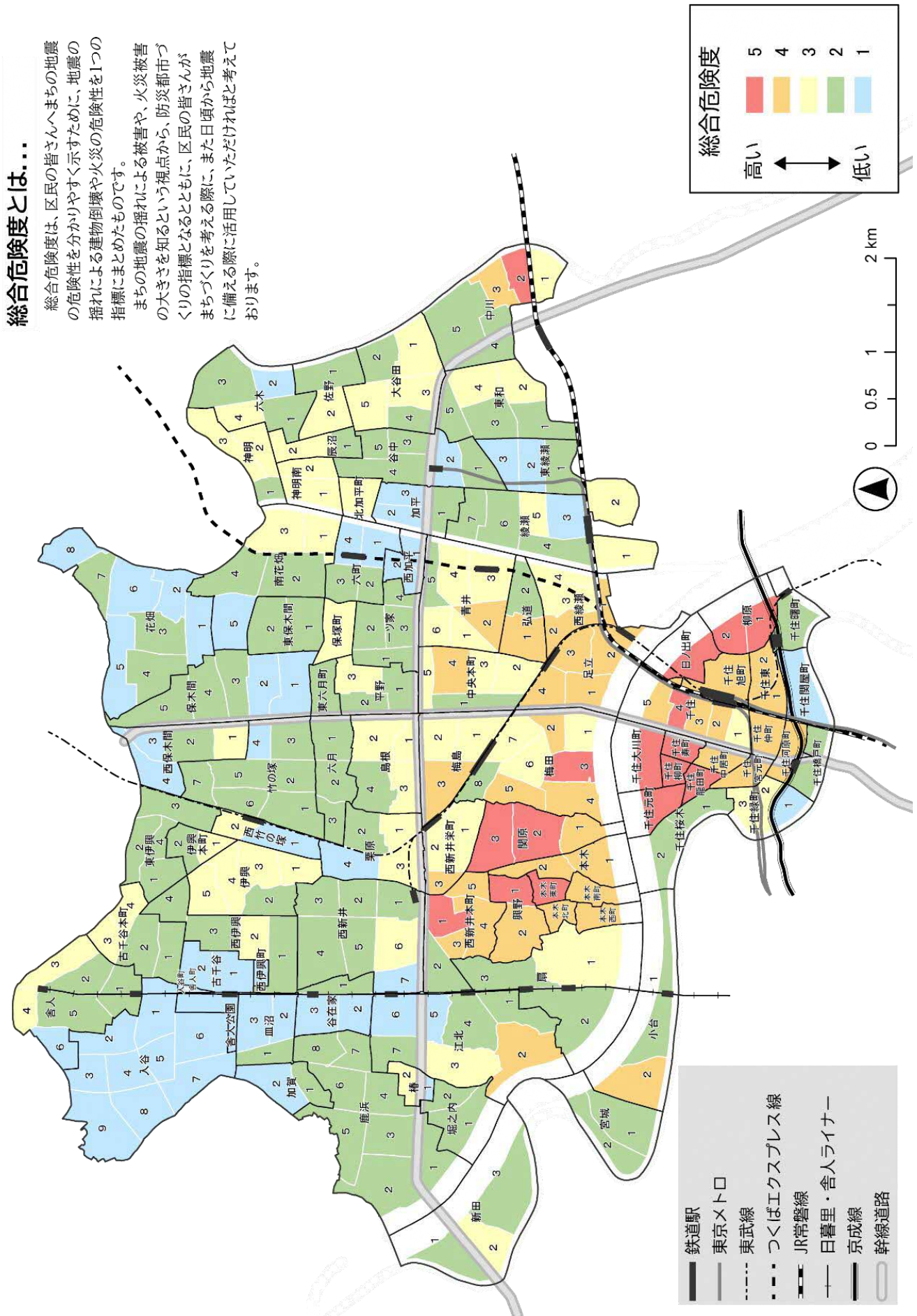


図 20 総合危険度（第9回地域危険度調査結果 令和4年6月）



資料 10 その他の建築物の目標と施策等について

1 目標

(1) 民間特定建築物に関する耐震化の目標

民間特定建築物の耐震化率については、令和 7 年 6 月現在 89.5%を令和 12 年度までに 95%とすることを目標とする。

「国の基本方針」および都促進計画に記載されている「多数の者が利用する建築物」に対する考え方等を踏まえ、民間特定建築物については、令和 12 年度までに耐震化率を 95%とすることを目標とする。

なお、重要民間特定建築物※が地震により倒壊等の被害を生じた場合、被害者数および被害の程度が甚大となるばかりではなく、病院等の建物に被害が生じた場合においては、救助・救命活動に支障が生じるおそれがある。このことから、重要民間特定建築物については重点的に耐震診断・耐震改修の誘導を図り、令和 12 年度までに概ね解消とすることを目標とする。

※民間特定建築物のうち、防災上特に重要な施設、大規模な百貨店、ホテル、劇場等が該当する。

表 19 民間特定建築物の主な用途と耐震化の目標（令和 12 年度末まで）

	主な用途	新耐震 a	旧耐震		現在の 耐震化率 (a+c)/(a+b)	令和 12 年度 目標
			b	うち耐震 性確認 c		
民間特定 建築物	学校	8 棟	5 棟	4 棟	92.3%	95%
	病院等	76 棟	18 棟	6 棟	87.2%	
	社会福祉施設等	107 棟	28 棟	18 棟	92.6%	
	ホテル等	19 棟	5 棟	0 棟	79.2%	
	百貨店、店舗	48 棟	7 棟	2 棟	90.9%	
	その他	359 棟	114 棟	24 棟	81.0%	
	賃貸共同住宅	867 棟	82 棟	22 棟	93.7%	
	合 計	1,484 棟	259 棟	76 棟	89.5%	

※各施設の分類については 12、13 ページ参照

表 20 重要民間特定建築物の主な用途と耐震化の目標（令和 12 年度末まで）

	主な用途	新耐震 a	旧耐震		現在の 耐震化率 (a+c)/(a+b)	令和 12 年度 目標
			b	うち耐震 性確認 c		
重要 民間特定 建築物	病院、診療所	76 棟	18 棟	6 棟	87.2%	100%
	劇場、観覧場、映画館、演 芸場、集会場、公会堂	7 棟	1 棟	0 棟	87.5%	
	百貨店等の大規模な店舗	48 棟	7 棟	2 棟	90.9%	
	ホテル、旅館	19 棟	5 棟	0 棟	79.2%	
	老人ホーム、老人短期入 所施設、身体障害者福祉 ホーム、その他これらに 類するもの	47 棟	0 棟	0 棟	100%	
	老人福祉センター、児童 厚生施設、身体障害者福 祉センター、その他これ らに類するもの	26 棟	2 棟	1 棟	96.4%	
	幼稚園、保育所	34 棟	26 棟	17 棟	85.0%	
	合 計	257 棟	59 棟	26 棟	89.6%	

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

参考資料

図21 民間特定建築物全体

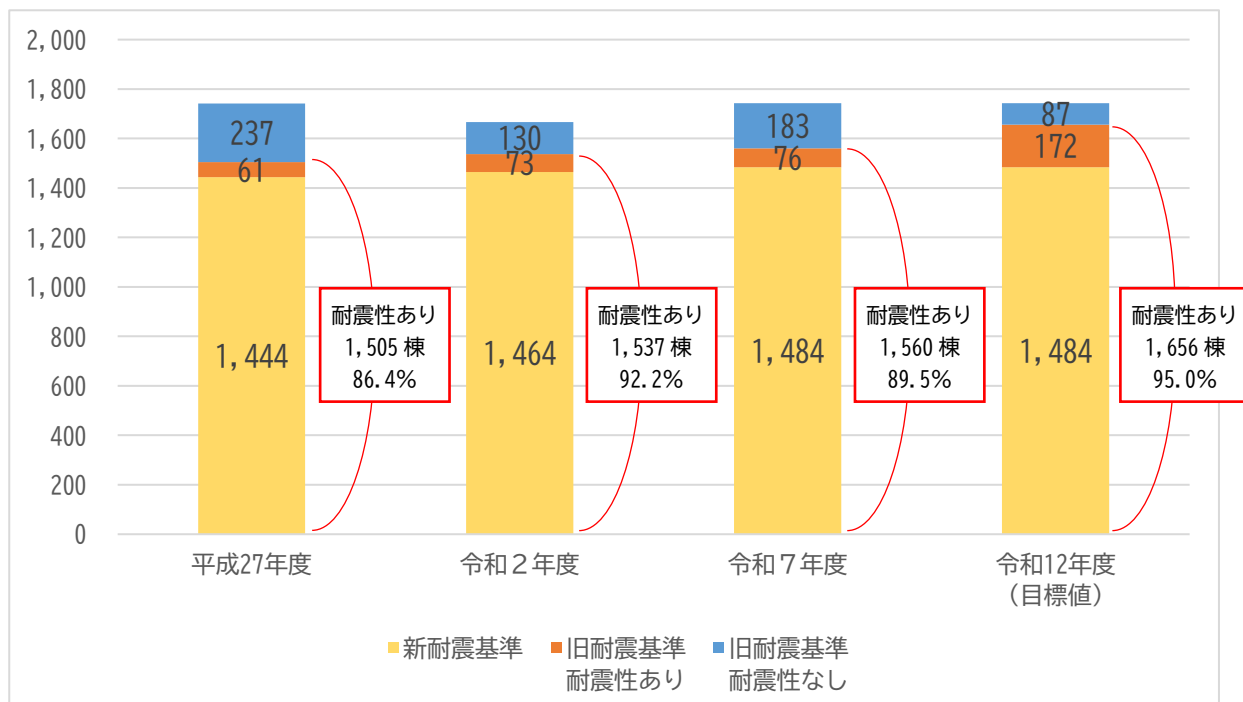
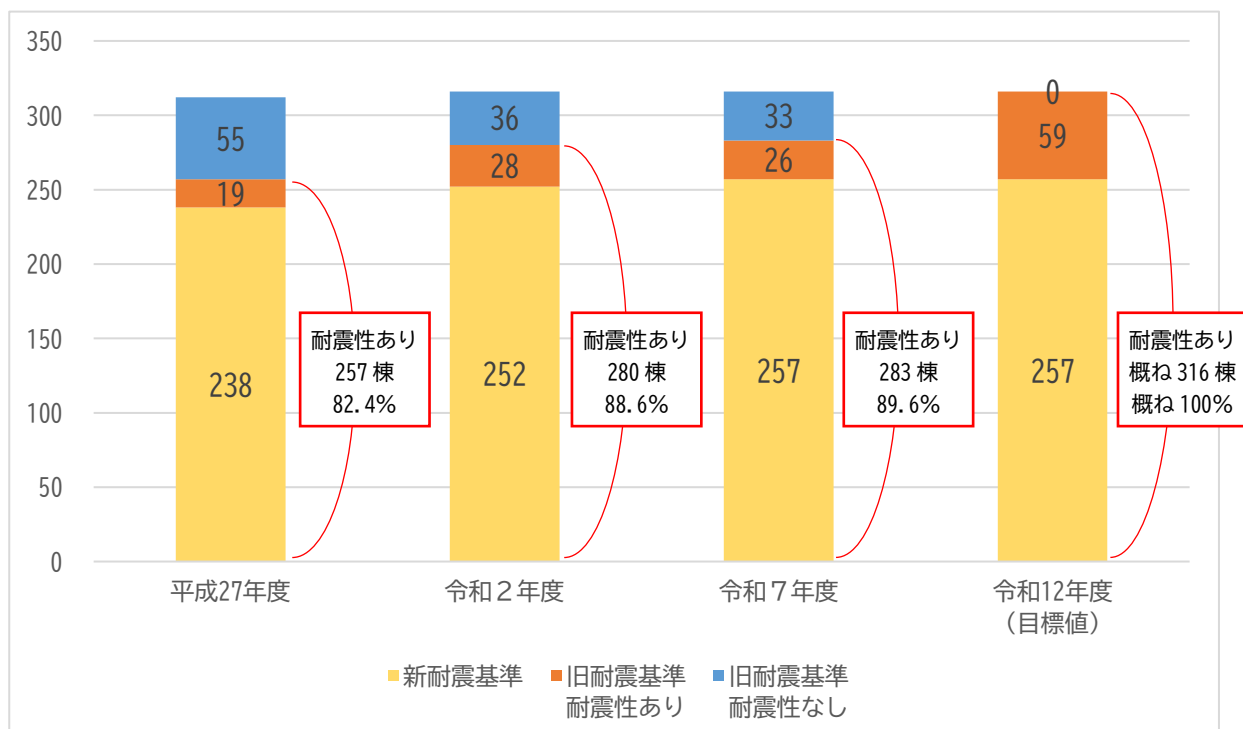


図22 重要民間特定建築物



(2) 区立建築物に関する耐震化の目標

足立区内に存する区立建築物の耐震化率については、令和 7 年 4 月現在 99.4%を令和 12 年度までに 100%とすることを目標とする。

足立区地域防災計画において多くの区立建築物（施設）が災害時の活動拠点や避難施設、救助・救援等のための施設と位置付けられている。このことから災害発生時には、個々の施設がその目的のために正常に機能することが求められる。また、特定建築物となる区立建築物においても、利用者が地震被害に遭遇しないための安全性が求められる。

前回の計画策定時点から耐震化に取り組み、区立小中学校や区営住宅については、これまでに耐震化率 100%を達成している。

引き続き計画的な耐震化を進め、令和 12 年度には区立建築物全体として 100%を達成する見込みである。

表 21 耐震化率の現状と目標

建築物の種類		耐震化率		備 考
		現状 (1)：令和 7 年 6 月時点 (2)：令和 7 年 4 月時点	目標 令和 12 年度末	
(1) 民間特定建築物		89.5%	95%	耐震改修促進法に定める特定建築物のうち、民間が所有する建築物
	重要民間 特定建築物	89.6%	概ね解消	上記のうち、特に利用者の多い特定建築物および災害時要援護者が利用する建築物、災害時応急対策に必要な特定建築物
(2) 区立建築物		99.4%	100%	区立建築物のうち、災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災対策上特に重要な建築物も含む

２ 施策

（１）民間特定建築物の耐震化

耐震改修促進法第 14 条において、公共的視点にたち、所有者が自ら社会的責務を果たす立場から、その必要に応じて耐震診断・耐震改修を行うように努めなければならないと規定されている。

区は、特定建築物の所有者に対して、耐震化に関する普及啓発や耐震改修促進法第 15 条に基づく指導・助言等を所管行政庁と連携し実施することにより、所有者が自発的に耐震化を行うよう啓発を図り、官民一体となって耐震化を進めていく。

なお、要安全確認計画記載建築物については耐震診断が義務化され、区で公表を行うこととなっている（耐震改修促進法第 7 条、第 9 条）

資料1 1 総合的な安全対策

1 耐震化を促進するための環境整備

区では、区民からの問い合わせに対して適切な対応ができるように、耐震診断および耐震改修工事に関する相談窓口を設け相談体制の充実を図る。また「あだち広報」等による耐震診断・耐震改修工事に関する周知活動や情報提供を行う。

(1) 相談窓口の活用

相談窓口では、木造戸建住宅をはじめとするすべての建築物を対象として、耐震診断から耐震改修工事までの一連の内容について相談に応じる。あわせて、家具類の転倒防止、窓ガラス等の落下対策等についても専門的視点から相談に応じ、工法や手続き等について住民が分かりやすい説明となるように努める。

また、専門的な事項については、関係団体等と十分に連携・協力し、すまいの建築相談会等の無料相談会を定期的を開催するなど、建築物全般にわたる相談に対応できる体制により引き続き実施する。

表 22 すまいの建築相談件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
17件	18件	25件	28件	20件	25件

<おもな相談内容>

- ・住宅の建替えについて、技術的な相談や内容を教えてほしい。
- ・現在の住まいについて、建替えとリフォーム（耐震補強込）どちらがいいのか。
- ・建替えもしくはリフォームをお願いするのに、どこに相談したらいいのか。
- ・住宅の耐震性について教えてほしい。 など

表 23 建物耐震化説明会参加人数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
42人	52人	16人	149人	169人	56人

(2) 普及啓発

区民や事業者が耐震診断および耐震改修を実施するためには、建築物の所有者または居住者が自ら耐震化についての知識を持ち、耐震化の必要性や支援制度等の情報について把握することが必要である。特にブロック塀の耐震化に関しては、平成30年の法改正により新たに対象となったため、より一層の普及啓発が必要と考えられる。

区では、区民や事業者に対して、区広報紙の活用や耐震パンフレットの配付、ホームページへの掲載行うなどの様々な媒体・情報源を活用し普及啓発を図るとともに、相談窓口での対応を行う。

また、東京都が実施している「耐震キャンペーン」について周知を行い、区民や事業者の耐震化に対する理解が深まるよう努める。

このほか、区のまちづくり事業の説明会や、足立区総合防災訓練等にあわせて啓発活動を行い、住まいや建築物の耐震性について理解してもらうことを第一に進めていく。

表 24 耐震診断・耐震改修を区民の身近なものとするための意識啓発活動の内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○あだち広報、生活産業広報誌「トキメキ」、ホームページ、ソーシャルネットワークサービスによる周知○耐震パンフレットの作成と配布○区登録耐震診断士等による啓発 |
|--|

（３）耐震診断士・耐震改修施工者の育成と情報提供

区民が安心して木造住宅等の耐震に関する相談を寄せることができ、かつ適正な価格で耐震診断から耐震改修工事までを行うことができる事業者等の紹介が必要である。区では耐震診断技術者および耐震改修施工者の登録制度を設け、パンフレットやホームページの掲載により区民への情報提供を図る。

悪質な業者を排除するため、耐震診断技術者等の区への登録にあたっては、東京都の木造住宅耐震診断事務所登録制度の活用のほか、耐震診断技術、耐震改修工法等の講習を受講し、耐震診断および耐震改修工事に必要な知識や技術力を身につけた者を区独自の耐震診断士（区登録耐震診断士）、耐震改修施工者（区登録耐震改修施工業者）として登録する。また、耐震診断士、耐震改修施工者に対し、耐震診断技術、耐震改修工法等の紹介および技術指導等を実施することにより、耐震診断士、耐震改修施工者の育成並びに技術力の向上を図る。

（４）耐震改修を促進するための税制の優遇

平成 18 年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合には、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けることができるようになった。

住宅の耐震化を促進するための手段として、耐震改修促進税制による優遇措置は極めて有効であると考えられることから、耐震改修工事に対して区が助成する制度とともに、所得税の特別控除や固定資産税額の減額措置について、PRに努める。

表 25 所得税の特別控除

条 件	令和7年12月31日までに自己の住宅を耐震改修した場合
控除の内容	個人が旧耐震基準により建築された住宅の耐震改修を行った場合には、標準的な工事費用相当額（上限：250万円）の10%相当額を所得税から控除 合計所得金額が2,000万円以下であることが条件
控除を受けられる家屋の条件 （一部抜粋）	(1)その者の居住の用に供する住宅 (2)昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された住宅 (3)現行の耐震基準に適合させるための耐震改修を行う。 (4)住宅耐震改修証明書等の必要書類を添付して確定申告 (5)適用期限：令和7年12月31日 ※住宅ローン減税制度との併用可
耐震改修証明書等の発行	地方公共団体、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅性能評価機関
手続き	証明書等を添付して税務署への確定申告を行う。

※令和8年4月現在

表 26 固定資産税の減額措置

条 件	令和13年3月31日までの間に耐震改修が完了した場合
減額の内容	耐震改修工事完了日より、その翌年度分の当該住宅の一戸当たり120㎡の床面積相当分までの当該住宅に係る固定資産税額の1/2が減額される ※昭和57年1月1日以前に所在する住宅の場合は、減額適用後に全額減額される。 ※昭和57年1月1日以前に所在する住宅のうち、耐震改修工事の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合、2年度分の固定資産税額が減額される。
減額を受けられる家屋の条件 （一部抜粋）	(1)昭和57年1月1日以前に所在する住宅、もしくは昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に在来軸組工法により新築された平家建て又は2階建ての木造住宅。 (2)耐震改修費用が50万円超であること。 (3)工事完了後3ヶ月以内に市区町村に証明書等の必要書類を添付して申告する。
耐震改修証明書等の発行	地方公共団体、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任補償法人
手続き	耐震改修完了後3ヶ月以内に、証明書等を添付して申告する。

※令和8年4月現在

(5) 不燃化特区内における税制の優遇

不燃化特区内においては、防災上危険な老朽建築物の除却後の更地や建替えを行った場合において、最大で5年間、固定資産税や都市計画税の減免措置が図られることとなっている。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

表 27 老朽住宅を除却した更地における減免措置

条 件	・耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1 号に定める耐用年数）の 2/3 を超過している老朽建築物であること ・令和 13 年 12 月 31 日までに取り壊されていること ・対象となる土地は、取壊しにより非住宅用地に変更されていること ・敷地が適正に管理されていることが区から証明されていること ・取壊した日の所有者が、減免を受けようとする年の 1 月 1 日時点で引き続き所有していること <令和 3 年 4 月の減免要件の変更に伴う経過措置> 経過措置として一定期間、次に該当する場合についても減免の対象となる ・区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること ・令和 4 年 3 月 31 日までに取り壊されていること ・対象となる土地は、取壊しにより非住宅用地に変更されていること ・取壊した年の 1 月 1 日時点で土地所有者が減免を受けようとする年の 1 月 1 日時点で引き続き所有していること
減免される期間	老朽住宅を除却した翌年度から最長 5 年度分
減免の内容	住宅を除却した後の土地にかかる固定資産税・都市計画税額の 8 割
手続き	固定資産税減免申請書を、区が発行する証明書を添えて都税事務所に毎年申請

表 28 不燃化のための建替えを行った住宅にかかる減免措置

条 件	・不燃化特区内に所在すること ・取り壊す家屋は、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1 に定める耐用年数）の 2/3 を超過している老朽建築物であり、不燃化特区の指定日以降に取り壊され、滅失登記が完了していること（一部条件あり） ・新築した住宅については、耐火建築物または準耐火建築物であり、検査済証の交付を受けていること、新築年月日が令和 13 年 3 月 31 日までであること等 ・所有者については取壊した家屋と新築した住宅の所有者が同一であること（一部条件あり） <令和 3 年 4 月の減免要件の変更に伴う経過措置> 経過措置として一定期間、次に該当する場合についても減免の対象となる ・不燃化特区内に所在すること ・取り壊す家屋は、登記の構造が木造又は軽量鉄骨であること ・不燃化特区の指定以後令和 4 年 3 月 31 日までに取壊されていること ・新築した住宅については、耐火建築物または準耐火建築物であり、検査済証の交付を受けていること、新築年月日が令和 13 年 12 月 31 日までであること等 ・所有者については取壊した家屋と新築した住宅の所有者が同一であること（一部条件あり）
減免される期間	新たに課税される年度から 5 年度分
減免の内容	・減免の対象は取壊した家屋 1 戸（1 棟）に対して 1 戸（ただし、新築した住宅と取り壊した家屋がともに共同住宅（区分所有家屋を除く）場合は、新築した共同住宅のうち、取り壊した共同住宅の戸数（新築した共同住宅の戸数の方が少ない場合は、新築した共同住宅の戸数）が減免対象となる） ・新築した住宅に対する固定資産税・都市計画税の全額
手続き	新築した住宅の建築確認申請書、新築した住宅の検査済証等の各写しを都税事務所に申請

(6) 地震保険に関する取組み

平成19年10月1日以降を地震保険の契約開始日とする契約から、地震保険料の割引をすることができる制度が開始となった。

また、平成18年度税制改正により、平成19年1月から地震災害による損失への備えに対する自助努力を支援するため、従来の損害保険料控除が改正され、地震保険料控除が開始された。

表29 地震保険料割引制度の一例

割引制度	割引の説明	地震保険料の割引率
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%※

※対象建築物の耐震等級により率は異なる。

表30 地震保険料所得控除制度

	控除額	最高額
所得税	支払保険料の全額	5万円
個人住民税	保険料の1/2	2万5千円

2 地域における危険度の周知

内閣府、文部科学省、東京都及び区で示している地域の危険度等を示したマップを活用し、区民に対し地震等の災害の危険性周知を図るものとする。

(1) 表層地盤のゆれやすさマップの活用

東京都防災会議では、首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年度）で、地震の被害想定を整理し、表層地盤のゆれやすさを公表している。このマップによれば、関東平野のやわらかい地盤で覆われた東京都東部では、ゆれが大きくなることが分かる。このマップを活用し、区民に公表することにより、ゆれやすい地域では家具の固定、建築物の耐震改修などの対策が必要であることなど、日頃の地震への備えを周知するための参考とする。

(2) 全国を概観した地震動予測地図（文部科学省）の活用

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、令和3年3月に「全国地震動予測地図 2020 版」を作成し公表している。

この地図にはある一定の期間内に、ある地域が強い地震動に見舞われる可能性を確率等により示す確率論的地震動予測地図と、ある特定の地震が発生したとき、ある地域がどの程度の揺れに見舞われるかを示す震源断層を特定した地震動予測地図の2つのタイプがある。この地図を活用し、区民に公表することにより、地震発生の切迫性について区民や事業者の意識啓発を図るための参考とする。

(3) 東京の液状化予測図の活用

区では足立区の地盤や液状化対策を簡単にまとめたパンフレットを作成し、ホームページにおいて公開を行っている。

区では、液状化の危険性と対策方法について区民の意識啓発を図るため、「東京の液状化予測図」を活用して、周知している。

また、区内の地盤ボーリングデータとして、調査箇所や柱状図を窓口およびホームページで公開している。

(4) 地域危険度測定調査（東京都）の活用

東京都では東京都震災予防条例（現：東京都震災対策条例）に基づき、昭和50年11月に第1回（区部）を公表して以来、5年おきに地震に関する地域危険度測定調査を行っており、都内各地域（都市計画区域の5,192町丁目）における地震に対する危険性を建物、火災、避難の面から1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を明らかにしている。

区では、地域の危険性に対する区民や事業者の意識啓発を図るため、「地域危険度測定調査結果」を活用して、地域の危険度を周知していく。

表 31 足立区および都内町丁目別危険度

総合危険度ランク			←危険度：高					危険度：低→		計
			5	4	3	2	1			
東京都	町丁目数	R4時点	85	288	822	1,653	2,344	5,192		
		H30時点	85	287	820	1648	2337	5,177		
		H25時点	84	284	813	1,634	2,318	5,133		
	都での各ランクの比率		1.6%	5.5%	15.8%	31.8%	45.1%	100.0%		
足立区	町丁目数	R4時点	16	37	62	103	51	269		
		H30時点	17	37	70	99	46	269		
		H25時点	20	37	75	106	31	269		
	区内での各ランクの比率		5.9%	13.8%	23.0%	38.3%	19.0%	100.0%		
各ランクの東京都全体の町丁目数 に対する町内の町丁目数の比率			18.8%	12.8%	7.5%	6.2%	2.2%	-		

※総合危険度とは、建物倒壊危険量、火災危険量を合算し、災害時活動困難係数を乗じて、測定している。

資料：東京都「地震に関する地域危険度（第9回）」令和4年9月
H30時点のデータは「地震に関する地域危険度（第8回）」
平成30年2月より
H25時点のデータは「地震に関する地域危険度（第7回）」
平成25年11月より

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

3 建物所有者への指導・助言等

区は、特定建築物に対し耐震化促進のため、公益的な観点から必要な支援を行う。
また、東京都等と連携して、指導・助言等を積極的に行う。

(1) 指導、助言等の実施の流れ

ア 耐震改修促進法第 15 条第 1 項に基づく指導および助言

区は、すべての民間特定建築物の所有者に対して、耐震診断および耐震改修の必要性について周知・啓発を行い、自発的な耐震化の実施を促すとともに、東京都等と連携して指導および助言を行う。指導および助言は、説明会の開催や文書の送付等により行う。

イ 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示

耐震改修促進法第 15 条第 1 項に基づく指導および助言を行ったにも関わらず、耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する特定建築物の所有者が耐震診断または耐震改修の実施を行っていないと認められる場合、耐震診断及び耐震改修の実施を指示する文書を東京都等と連携して交付する。

ウ 耐震改修促進法第 15 条第 3 項に基づく公表

耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示を行ったにも関わらず、特定建築物の所有者が正当な理由がなく、その指示について従わない場合は、その旨を公表する。公表は耐震改修促進法に基づくことを明示し、ホームページへの掲載等の方法による。

エ 建築基準法第 10 条に基づく勧告・命令の検討

耐震改修促進法第 15 条第 3 項に基づく公表を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が耐震診断または耐震改修の実施を行わない場合は、建築基準法第 2 条に基づく特定行政庁と連携し、勧告または命令を行うことを検討する。勧告または命令にあたっては、建築物の耐震性が著しく劣ることが認められる場合もしくは建築物の損傷、腐食などが進行し、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認められる場合において行うこととし、建築物の除却、改築、修繕、使用中止など必要な措置を講じるものとする。

(2) 重点的に指導・助言等を行う建築物

防災拠点の確保や、地震被害の軽減を図るため、原則として、以下の特定建築物について、重点的に指導等を行う。

- ① 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物
- ② 学校、病院などの防災上特に重要な特定建築物
- ③ ホテル、百貨店などの不特定多数の者が利用する特定建築物
- ④ 老人福祉センターなどの災害時用援護者が利用する特定建築物
- ⑤ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

4 関連施策の推進

地震時における安全対策として、家具転倒防止、落下物防止、感震ブレーカー設置の誘導等を促進する。

また、新たに建築される建築物については、現行の耐震基準により適切に設計および施工が行われるように、建築基準法に基づく建築確認、中間検査および完了検査の実施強化に向けた取り組み等を行う。

(1) 家具転倒防止対策

近年発生した大地震の被害状況を分析すると、家具類の転倒や落下を原因として多数の負傷者が発生している。また、家具類の転倒により、扉の開閉が妨げられることや廊下などをさえぎることにより避難の支障となることもある。

今後も区民に家具の転倒による危険性と、転倒を防止する重要性を周知するとともに、区の相談会等において家具類の固定について普及を図っていく。

(2) 落下物防止対策

窓ガラス・外壁タイル等の落下物防止対策を推進する。

ア 窓ガラスの飛散防止

平成17年3月に福岡県西方沖を震源とする地震（マグニチュード7.0）が発生した際、ビルのガラスが飛散し、道路に大量に落下する事故が発生した。これを機に、地震発生時の窓ガラスの落下、飛散による人身事故の危険性が改めて問題となった。

区は引き続き住宅を対象に家具転倒防止と合わせて窓ガラス飛散防止対策への助成を行い、今後もその重要性を周知するとともに、助成制度の活用促進と対策の普及を進めていく。

イ 外壁タイル等の落下防止

平成17年6月、都内のオフィスビルの外壁タイルが落下したことによって負傷者が発生した。これを受け、区は、外壁タイル等の落下により危害を与えるおそれ

のある傾斜した外壁のある建築物の所有者に対して、実態調査と改善指導を行っている。

今後も改善指導の実施等、安全性の確保に向けた取組みを検討していく。

ウ 屋外広告物等の落下等防止

地震の際に看板等の屋外広告物が脱落することを原因とした被害をなくするため、東京都屋外広告物条例、道路法、建築基準法に基づき、広告物の設置者等に対し、東京都及び道路管理者と連携し指導を行っていくものとする。

エ 大規模空間の天井落下防止

東日本大震災では、庁舎や公共施設の一部において、天井材の一部落下などが発生し、死傷者が出るなどの被害があった。これを受け、建築基準法関係法令が改正され、平成26年4月からは、新築等を行う建築物における特定天井（6m超の高さにある、面積200㎡超、質量2kg/㎡超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているもの）について、脱落防止対策に係る新たな技術基準が適用されることとなった。

特定天井を有する既存建築物の実態把握に努め、国の技術基準に適合していない特定天井については、建築基準法に基づく定期報告制度や建築物防災週間を活用し、建物所有者等に対して改善指導等を行うだけでなく、東京都のリーフレットやホームページを活用し、広く区民に対して落下防止対策の普及啓発を実施していく。

（3）感震ブレーカー等の設置

平成7年の阪神・淡路大震災や東日本大震災における出火原因として電気関係による火災が約6割となっている。電気火災の防止のため、震度5強の揺れを感知した際に通電を遮断する「感震ブレーカー」等の設置を促進するとともに支援を行っていく。

（4）長期優良住宅等の活用

建築基準法に規定される耐震基準は、震度6強程度の地震を想定しているため、現行の耐震基準に従って建築を行ったとしても、震度7の大地震に対しては必ずしも安全なものとは限らない。このため、長期優良住宅や東京都耐震マーク表示制度（図23）の紹介等をはじめ、建築基準法よりも高い水準の耐震基準を適用して住宅を建築することの必要性についても周知していく。

図 23 東京都耐震マーク（出典：東京都耐震ポータルサイト）



（５）定期報告制度との連携

建築基準法第 12 条に基づき、特殊建築物の所有者は、資格者により建築物に対する定期調査を行い、その結果を区に報告しなければならない。その際、耐震診断および耐震改修の実施状況の調査を行い、報告することとなっている。

区は、定期報告制度を活用し、特殊建築物の耐震診断および耐震改修の状況の把握に努めるとともに、耐震診断および耐震改修を実施していないと報告されたものについては、東京都等と連携して所有者等に対して指導・助言等を行うなど耐震化に向けた啓発を行っていく。

参考リンク

国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/>

国土交通省（住宅・建築物の耐震化について）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

総務省統計局

<https://www.stat.go.jp/>

総務省消防庁（災害情報一覧）

<https://www.fdma.go.jp/>

財務省ホームページ（地震保険制度の概要）

https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm#1

内閣府（内閣府防災情報のページ）

<https://www.bousai.go.jp/>

内閣府（中央防災会議）

<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/>

東京都

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都 耐震ポータルサイト

<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都防災ホームページ（東京都地域防災計画）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/index.html>

東京都防災ホームページ（首都直下地震による東京の被害想定 令和4年5月25日公表）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1021571.html>

東京都主税局ホームページ（固定資産税・都市計画税（土地・家屋）

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/real_estate/kotei_tosi

東京都 地震に関する地域危険度測定調査（第9回）（令和4年9月公表）

<https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/area-hazard-level/pamphlet.html>

地震調査研究推進本部ホームページ（全国地震動予測地図 2020年版）（令和3年3月公表）

https://www.jishin.go.jp/evaluation/seismic_hazard_map/shm_report/shm_report_2020/

足立区耐震改修促進計画

令和9年4月発行

発行 足立区

編集 足立区 都市建設部 建築室 建築防災課

足立区中央本町1-17-1

電話03-3880-5317（直通）



足立区

区民が安心して暮らせる、建物が倒壊しない「まち」足立へ。